

「ハロぽん」キャラクターデザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ハロぽん」のキャラクターデザイン及び名称（以下「キャラクター等」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 このキャラクター等は、秋葉区にいつの交流人口を増やし、街を活性化することを目的として定める。

(図柄等)

第3条 キャラクター等を使用する者（以下「使用者」という。）は、キャラクター等をみだりに改変して使用することはできない。

(使用対象者)

第4条 キャラクター等を使用できる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) にいつハロウィン仮装まつりを通じて秋葉区にいつの交流人口の増加を図り、人と人との出会いや交流を生み出そうとする個人もしくは法人。
- (2) 秋葉区にいつ地域の個人もしくは法人で、にいつの特産品、おみやげ品等の販売促進に利用しようとする者で、実行委員会が適当と認めるもの。

(使用申込及び承諾)

第5条 キャラクター等の使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、様式1「ハロぽんキャラクターデザイン等使用申込書」によりにいつハロウィン仮装まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に申込まなければならない。

- 2 実行委員会は、内容を審査の上、本要領に適合すると認めた場合は、様式2「ハロぽんキャラクターデザイン等使用承諾書」を使用希望者に対し通知する。
- 3 実行委員会は、キャラクター等の使用申込及び使用に当たり、次の各号のとおり条件を定める。また、実行委員会は、使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要領に違反した場合は、使用承諾の取消及び是正のための措置を取ることができる。
 - (1) 使用者は、キャラクター等を特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等に使用してはならない。
 - (2) 使用者は、キャラクター等の品位をおとしめる使用をしてはならない。また、作製に係る費用は使用者が負担する。
 - (3) 上記以外に、実行委員会は、必要に応じて条件を付けることができる。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用に係る料金等は徴収しない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、関係法規を遵守するとともに、キャラクター等の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

- 2 使用者は、第三者が無断で権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに実行委員会へ通知するものとする。
- 3 第三者との係争、審判、訴訟等に係る費用は、使用者が負担するものとする。
- 4 使用者は、実行委員会から要請がある場合は、キャラクター等の使用実態の報告等を行わなければならない。

(キャラクター等の適正使用)

第8条 キャラクター等を使用する者がこの要領を遵守せず、不正に利用した場合は、次の各号のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用承諾の取消し

(使用期間)

第9条 キャラクター等を使用できる期間は、承諾の日から1年間とする。なお、特段の事情が無い限り、使用継続は妨げないこととする。

附 則

この要領は、平成25年4月26日から施行する。